

農林水産省独立行政法人評価委員会第29回農業分科会議事要旨

農業分科会事務局

1 日 時：平成20年10月29日(水) 13:30～15:00

2 場 所：合同庁舎4号館1219号～1221号会議室

3 出席者：松本聡委員、青柳義朗委員、安部新一委員、井上眞理委員、夏目智子委員、淵野雄二郎委員、向井文雄委員、渡邊紹裕委員、岡智専門委員、鱈場尊専門委員、土居則子専門委員、戸澤正彦専門委員、長村智司専門委員、馬場治専門委員、深見元弘専門委員、福田晋専門委員、布施伸枝専門委員、松井徹専門委員

4 議 事

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果について
- (2) 平成19事業年度退職役員の業績勘案率(案)について
- (3) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
- (4) その他

5 議事概要

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果について
農林漁業信用基金から資料に沿って説明がなされ、特段の意見はなく、入札結果の報告については了承された。
- (2) 平成19事業年度退職役員の業績勘案率(案)について
事務局から資料に沿って説明がなされ、特段の意見はなく、案のとおり了承された。
なお、分科会長から、了承案については総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知され、特段の意見がない場合は本案のとおり決定される旨、説明がなされた。
- (3) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の各プロジェクトチームから資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答が行われた。

農業者年金基金について、平成20年度評価指標(案)のうち、中項目「1 業務運営の効率化による経費の抑制等」の小項目「一般管理費」と「事業費」で評価指標が異なっているのはどうしてか。

全法人共通になると思うが、中項目「1 業務運営の効率化による経費の抑制等」の小項目に「監事及び会計監査人による監査における入札・契約のチェック」とあるが、会計監査人の所掌は財務諸表の監査であり、入札・契約については権限を逸脱していることから、記載を見直してもらいたい。

農業者年金基金について、平成20年度計画項目の中項目「3 制度の普及推進及び情報提供の充実」として、制度の周知を農業関係新聞に限定しているが、農業関係新聞をどれだけの農家が見ているかも解らず、情報提供の充実として、効果に疑問がある。

農畜産業振興機構について、殆どの項目で、評価指標を a、b、c の3段階としているなかで、「コンプライアンス委員会の設置」については、「a」と「c」とし、「b」評価を組み入れていないのはどうしてか。

以上の質問に対し、農業者年金基金プロジェクトチーム、事務局、農畜産業振興機構プロジェクトチーム及び生産局総務課から次のとおり説明がなされた。

- ・ 農業者年金基金においては、中期計画項目に「以上」という表記となっているかどうかによって、平成20年度評価指標（案）に差を設けているが、平成20年度計画項目の表記と評価指標の整合を図ることについては検討する。
- ・ 農業者年金基金を含む後発3法人については、第2期中期目標策定の際、総務省から「監事及び会計監査人による監査における入札・契約のチェック」について、記載するよう指導があった。しかし、日本公認会計士協会から、会計監査人が入札・契約のチェックを行うことは、財務諸表監査の範囲を超えているとの見解が示されていることから、現在、総務省に確認中である。
- ・ 農業者年金基金においては、平成20年度計画項目にもあるとおり、農業関係新聞以外にも、ホームページを活用した情報提供や現地の農業委員会等が普及推進活動を行うことも計画しており、情報提供の充実はなされていると考えている。
- ・ 農畜産業振興機構においては、コンプライアンス委員会の設置の有無を評価する項目として、中間の評価に該当する項目はないので「a」か「c」とし、「b」を組み入れていないが、コンプライアンス委員会の取り組みについては、a、b、cの3段階で必要な評価を行うこととしている。

分科会長から、前回の分科会で「目標を達成できていないのに a 評価でよいのか」との意見があったことに関連して、農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームで評価基準の統一的な見直しについて議論がなされ、農業分科会や親委員会で検討すべきとの意見があった旨の紹介がなされた後、以下のとおり農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームから報告が行われた。

農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームでは、「目標の90%達成で「a」としている評価指標について、再検討すべきではないか」との意見が出されたが、この評価基準の見直しは、分科会の他の法人にも影響するため、分科会や親委員会で議論するのが適当と判断をした。

プロジェクトチームの議論では、「現状のままでよいのではないか」との意見と

「見直すべきだ」との意見の双方が出された。

大学では90%で「a」評価としており、100%にすると何らかの理由で目標を達成できない場合はすべて「b」評価となってしまうので、「現状のままでよいのではないか」とする意見と、目標に「程度」という表現があるなど目標の設定自体に問題がある、民間では目標達成は当然であり、現在の評価基準は「見直すべきではないか」との意見があった。

これに対し、以下のとおり委員から意見が出された。

大学では、90%以上、80%、70%、60%、60%未満という5段階評価をしており、「a」や「s」はそれぞれの法人の評価の裁量に任せるが、それよりもむしろ「b」の評価が気になっている。大学では「b」は80%以上90%未満で、このように、50%以上90%未満という「b」の範囲は、あり得ない。

「b」、「c」の評価が甘いので、見直して欲しい。また、目標や計画で使用されている「以上」と「程度」の定義が曖昧であることから、整理が必要ではないか。

評価基準の統一的な見直しについては、親委員会で議論して欲しい。評価結果に「a」が並んでいるのは、目標を低く設定しているからだと思う。また、「b」、「c」があるというのは、改善点が分かるということなので、現状が正確に現れるような評価指標にすべき。

省庁間で評価の方法が異なっているが、統一する議論があるのか、状況を教えて欲しい。

他省庁の評価では、単年度では実施されていなくとも、中期計画期間で達成できると判断した場合は、年度評価を「a」としていた法人もある。このような点も議論してみる必要がある。

評価方法の統一に関する質問に対し、大臣官房文書課から次のとおり説明がなされた。

- ・ 省庁間で統一的な評価方法を定める議論は、今のところない。国会で継続審議となっている独立行政法人通則法改正案には、各省庁で行っている独法の評価を総務省が統一的行うことが盛り込まれており、本法案が施行されれば、評価方法の統一の問題は解決されると考えている。

(4) その他

事務局から、今後のスケジュールについて説明がなされた。

以 上